

(案)
委託業務契約書

契約名 病院庁舎総合管理業務
契約金額 金 _____ 円也
(うち消費税額及び地方消費税 _____ 円)
場所 福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1
期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約保証金 _____

福島県立南会津病院(以下「甲」という。)と、 _____ (以下「乙」という。)は、福島県立南会津病院の病院庁舎総合管理業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、福島県立南会津病院の病院庁舎総合管理業務を、乙に委託する。

2 乙は、委託業務の対象が病院施設であることの特殊性を認識し、別紙「病院庁舎総合管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、誠実に履行しなければならない。

また、仕様書に明示されていないもので、必要軽微なものについては乙は甲の指示に従う。

(受託者の善良管理注意義務等)

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって委託業務の遂行にあたらなければならない。

2 乙は、当該委託事業の従業員の確保をはじめ、従業員の行為、身元、風紀、規律及び衛生等に関して一切の責を負うとともに、甲が不適当と認める職員を業務に従事させてならない。

(信義誠実の原則)

第3条 乙は、業務履行に際し、甲の指示に従うことは勿論、甲も乙と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(内容の変更)

第4条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この賠償額は甲乙協議して定める。

(監督員)

第5条 甲は委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。

2 甲は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職・指名を乙に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲において必要な監督を行い、次条に規定する乙の総括責任者に対して指示を与える等の職務を行う。

(総括責任者)

第6条 乙は、本契約に係る委託業務の円滑な管理運営のため、自己に代わって乙の従業者の行為及び受託業務の指揮監督を行う総括責任者を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。

2 総括責任者は、この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、この契約書に基づく乙の一切の権限(委託料の変更、委託料の請求及び受領、及びこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。

3 乙は、前項の規定に係らず、自己の有する権限のうち、これを総括責任者に委託せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって甲に通知しなければ

らない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約によって生じる権利及び権限を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委任し、又は下請けをさせてはならない。

また、無償貸与された施設等の転貸をしてはならない。

(秘密の保持)

第8条 乙及びその従業員は、業務の遂行上知り得た情報、及び甲の秘匿すべき情報について、第三者に漏らしてはならない。

また、本契約の解除及び終了後においても同様とする。

(施設の利用)

第9条 甲は、乙が委託業務を遂行するために必要な範囲内において、建物の一部(従業員控室等)及びその付帯設備(水道、電気、ガス等)を無償で貸与、提供する。

2 乙は、前項施設等を善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

3 乙の責めに帰すべき事由により、修理の必要が生じたときは、乙は、甲の許可を得て、乙の責任において修理を行う。

(計器、器具等の負担)

第10条 乙が、委託業務を遂行するに当たり必要とする計器、器具、工具及び消耗品等の費用は特に定めのある場合を除き乙の負担とする。

(社員教育)

第11条 乙は、委託業務を遂行するにあたり、必要な社員教育を行わなければならない。

(完了報告及び検査等)

第12条 乙は、当該月の委託業務を完了したときは、遅滞なく業務日誌及び業務完了報告書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、その都度委託業務の遂行状況について乙に報告を求め、若しくは調査し、又は、指示することができる。

3 甲は、前2項の検査等の結果、改善すべきものが認められたときは、乙に対して改善を求めることができる。

4 前項の規定に基づく改善を求められた場合、乙は直ちに改善して甲の検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第13条 乙は前条第1項または第4項の検査の結果、適正であると認められたときは、当該月分の請求を行うものとし、請求額は、12分割して請求するものとする。なお、その金額に1円未満の端数が生じる場合は、1円未満を切り捨てることとし、契約金額との差額は1回目に加えて請求することとする。

2 甲は、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(遅延利息)

第14条 甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じて、遅延した委託料の額に年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を請求することができる。

(事故に対する処置等)

第15条 乙は、当該職場の秩序を守り、火災、事故、盗難等の防止及び労働安全衛生に努めなければならない。

2 乙は、業務の遂行中、事故の発生のおそれがあるとき、又は事故発生した場合は、直ちに適切な処置を執るとともに、甲にその状況を報告し、甲の指示を受けて速やかにその処理に当たらなければならない。

(契約の解除)

第16条 次の各号に該当する場合には、甲及び乙は相手方に通知の上、本契約を解除することができる。

- (1)乙の責に帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (2)契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。
- (3)乙が解除を申し出たとき。
- (4)前3号の一に該当する場合を除くほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5)乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は業務委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 業務委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を業務委託契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解除の通知をしたうえで契約を解除することができる。

3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

4 甲が第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除したときは、乙は、違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲が第16条第1項の規定による契約解除により損害を受けるときは、乙はその損害額を甲に支払わなければならない。

2 前項の規定は、第16条第2項の規定により乙が損害を受けた場合に準用する。

3 業務の遂行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は直ちにその旨を甲に報告するとともに損害賠償の責に任ずる。

(違約金等の徴収)

第18条 乙がこの契約に基づく違約金、又は賠償金を甲の指定する機期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を超過した日から年2.5%の割合で計算した利息(100円未満は切り捨てる)を付した額を徴収する。

(連帯保証人)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、連帯保証人に対して業務を完了すべきことを請求することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みが無いことが明らかに認められるとき。
 - (2) 着手期限が過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (3) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。
- 2 連帯保証人は、前項の請求があったときは第7条の規定にかかわらず、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。
- (談合による損害賠償)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第16条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約外の事項)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報保護)

第23条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報保護取扱特記事項」を守らなければならない。

この契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年 月 日

委託者 甲 福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1

福島県立南会津病院 院長 ○○○○

受託者 乙

連帯保証人 丙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報(福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に個人番号(死者に係るものを含む。以下同じ。)を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報(特定個人情報を除く。)を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号(第7号を除く。)に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報(特定個人情報を除く。)の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの)(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等・地方公共団体等編)の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはなら

ない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等(原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。)の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等(紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。)を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号)、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に係る第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

病院庁舎総合管理業務仕様書

福島県立南会津病院

委託業務の場所 福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1
福島県立南会津病院

福島県立南会津病院庁舎の総合管理業務について下記により実施する。

記

1 総則

- (1) 本仕様書は、当病院の建物の維持管理及び当病院における安全を保持し、院内外の電気設備、機械設備等の諸設備が障害なく運用できることを目的とする。
- (2) 「病院庁舎総合管理業務」とは、庁舎施設管理業務及び設備管理業務をいう。
- (3) 各分野の業務従事者は、互いに連携して業務の遂行に当たる。
- (4) 規律の保持等
 - ① 業務遂行時の服装は、貴社指定の制服を着用すること。
 - ② 業務従事者に対する指導、教育を徹底し、来院者や電話の相手に対して、不快感を与えないような態度・言葉使いで接すること。また、幹部による巡察を行い現場における規律の保持に努めること。
 - ③ 病院が業務従事者として不相当と認めた者については、協議のうえ対業務従事者を交替させること。
- (5) その他
 - ① 業務遂行上必要とする部屋、付帯設備及び備品は無償で使用させる。
 - ② 業務の遂行上必要な電気、ガス、水道代等については病院の負担とする。

2 病院庁舎総合管理業務

(1) 業務の目的

下記事項の目的達成のため、施設設備の施工業者から操作方法等の十分な説明を受けると共に、取扱説明書等を熟知したうえで施設設備の安全かつ効率的な運営に努める。

- ① 無事故、無公害に努め、感電、爆発等の事故の防止に努めること。
 - ② 適正な日常点検・監視の実施により、故障による機能停止を未然に防止すること。
- #### (2) 業務の内容
- ① 施設建物の維持管理及び軽微な修繕に関すること。
 - ② 電気設備、ボイラー設備、機械設備等(以下「各種設備」という。)の運転操作、監視、制御及び調整に関すること。
 - ③ 各種設備の日常点検に関すること。
 - ④ 各種設備の運転状況の確認、計測、記録及び報告に関すること。
 - ⑤ 各種設備の軽微な故障修理に関すること。
 - ⑥ 各種設備の非常措置に関すること。
 - ⑦ 医療ガス設備等の日常点検及び運用に関すること。
 - ⑧ 施設内外の環境の保全に関すること。

- ⑨ 施設及び各種設備の防災及び安全に関すること。
- ⑩ 施設周辺の除雪及び排雪に関すること。
(除雪機に使用する燃料は病院の負担とする。)
- ⑪ 施設警備業務の補完に関すること。(警備員院内巡回中の警備補完等)
- ⑫ 病院が別に発注する各種設備の保守点検委託の立ち会いに関すること。
- ⑬ 灯油、医療ガス等が納入される際の立ち会いに関すること。
- ⑭ その他必要と認められる立ち会い、連絡調整及び報告に関すること。

(3) 業務対象施設

- ① 病院本体及び付属棟(車庫、備蓄倉庫、バス待合所)など
- ② 中央監視制御設備一式
- ③ 空気調整設備一式
- ④ 給水設備一式
- ⑤ 給湯設備一式
- ⑥ 蒸気ボイラー設備一式
- ⑦ 電気設備全般及び付属設備
- ⑧ その他機械設備全般及び付属設備

(4) 管理の方法

- ① 施設、各種設備の一般的事項
 - ア 常に目視による異常の発見に努め、施設管理担当者への報告を行う。
 - イ 病院の指示に従い、軽微な維持修繕を行う。
 - ウ 病院の指示に従い、通路及び施設管理に必要な除雪及び排雪を行う。
- ② 運転開始前の機器・装置類の各部に支障のないことを確認する。
- ③ 機器、装置類の運転操作及び制御を現場及び監視盤により行う。
- ④ 機器、装置類の運転状態を現場及び監視盤により確認し、計測記録する。
 - ア 監視盤、CRT等により各種設備の運転状況を監視、発停、条件設定。
 - イ 機器又は設備に異常が認められる場合は直ちに適切な処置を行い、障害発生を防止するとともに、病院の責任者にその結果を報告する。
- ⑤ 各機器等の凍結防止運転を行い、必要な設定又は設定変更を行う。
- ⑥ ハードコピー、プリントアウト等により各種日報の作成を行う。
- ⑦ 必要に応じ、現場との整合及び調整を図り、適正な運転を行う。
- ⑧ 運転終了後は、機器・装置類の異常の有無を点検し、必要な処置をする。

下記の設備は、施設運営管理上特に重要な設備で、適正な点検及び保守が必要なことから、緊急時の迅速対応及び復旧を確保するため、次の機器製造メーカーまたはメーカーの認定業者等の協力を得なければならない。

- ア 中央監視装置……ジョンソンコントロールズ(株)
- イ 自動制御装置……ジョンソンコントロールズ(株)
- ウ 冷温水発生器……(株)荏原製作所
- エ 空調機器……新晃工業(株)
- オ ボイラー……前田鉄工所(株)

※ 施設設備の施工業者一覧表は、中央監視室に保管されているので参考にする。

- ⑨ 災害、火災等に係る防災訓練を、全ての業務従事者が月に1回以上行う。訓練状況については報告を行い(任意様式)、改善等の対応が必要な場合は、病院と協議し、改善に取り組むこと。
- (5) 報告及び記録
- ① 管理業務内容の報告及び記録の様式を作成し、事前に病院の承諾を受けること。
体制の変更に伴い、それが報告様式の変更にまで及ぶ場合には協議の上、修正し再度承諾を受けること。
- ② 管理業務内容の報告及び記録は、業務終了後速やかに施設管理担当者へ提出し、病院の承諾を得て、必要な期間保存すること。
- ③ 主な報告及び記録は、下記のとおりとする。
- ア 業務日誌(翌日朝9時までに報告を行い、確認を受けること)
- イ 設備点検報告書
- ウ 作業立会報告書
- エ 事故記録書(状況写真を添付のこと)
- ④ その他病院が必要と認める書類
- (6) 業務従事者
契約締結後速やかに業務従事者名簿(任意様式)を提出すること。
なお、配置人数は6名以上とする。
そのうち1名は第3種電気主任技術者以上の資格を、
うち1名は危険物取扱者乙種第4種以上の資格を、
うち4名以上の者はボイラー技士2級以上の資格を有すること。
- (7) 危険物取扱責任者
上記(6)の危険物取扱者乙種第4種以上の資格を持つ者は、当院地下タンク貯蔵所の危険物取扱責任者を兼ねること。
- (8) 業務従事時間
交代制勤務による全日24時間体制とし、常時最低2名以上業務に従事すること。
- (9) 相互協力
建設工事業者、機器製造者、備品納入業者との連絡を密にし、建物、機器等の使用及び取扱いに留意し、施設管理に必要な事項について相互に協力し、適切な管理を行うものとする。
- (10) その他
従事者が交替するときは、保管鍵の確認等事務引継ぎを確実にを行うこと。

